

○石垣市新型コロナウイルス感染症等対策条例

令和2年5月8日
条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、離島であり医療機関の数が限られている本市において、新型コロナウイルス感染症等がまん延した場合に、市民の生命及び健康並びに生活及び経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、感染症のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた措置の強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新型コロナウイルス感染症等 新型コロナウイルス感染症その他の全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症をいう。

(2) 観光客等 本市の区域外に居住する者であつて、主に観光等の目的で本市を来訪し、又は来訪を企図している者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国内において新型コロナウイルス感染症等が発生したときは、国及び沖縄県と連携し、市内における発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な対策を的確かつ迅速に実施する責務を有する。当該対策は、本市の離島という特性に鑑み、空港、港湾における水際対策、市内における核酸増幅法(PCR法等)による検査態勢の整備等による感染者の迅速な発見及び隔離等の措置が適切に実施されるよう留意して行うものとする。

(市民及び事業者に求められる行動)

第4条 市民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の予防に努めるとともに、前条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型コロナウイルス感染症等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症等の患者及び濃厚接触者並びにその家族、医療従事者その他の新型コロナウイルス感染症等に関連する者に対して、感染していること又は感染しているおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(観光客等に求められる行動)

第5条 観光客等は、国内において新型コロナウイルス感染症等がまん延しているときは、市の要請に応じ、来訪を控えるよう努めなければならない。

2 前項の場合において、観光客等がやむを得ず来訪するときは、新型コロナウイルス感染症等の予防に努めるとともに、第3条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(市民、事業者及び観光客等への支援)

第6条 市は、新型コロナウイルス感染症等への対策を実施するに当たって、市民、事業者及び観光客等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(規則への委任)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。